

協議項目 2 3 「各種事務事業の取扱いに関する事 業について」のうち、上下水道部会の所管する事務事業について

協議項目 2 3 「各種事務事業の取扱いに関する事
業に関する事」のうち、上下水道部会の所管する事務事業について、次のとおり定める。

平成 1 5 年 7 月 1 0 日提出

前橋広域市町村合併協議会
会長 萩原 弥惣治

上下水道事業の取扱い

1 水道事業（料金、加入金等）

（ 1 ）水道料金については、前橋市の制度に統一する。

ただし、合併時に料金の高くなる使用量区分については、3年で段階的に調整し、また、宮城村の畑地かんがい用料金については、当分の間、現行のままとする。

（ 2 ）宮城村の簡易水道の取扱いについては、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

（ 3 ）検針、料金徴収、加入金及び工事手数料については、前橋市の制度に統一する。

2 下水道事業（使用料、受益者負担金等）

（ 1 ）下水道使用料については、前橋市の制度に統一する。

（ 2 ）受益者負担金及び分担金については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

3 農業集落排水事業（使用料、分担金）

農業集落排水事業使用料及び分担金については、前橋市の制度に統一する。

ただし、事業実施中の地区における分担金については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

4 合併処理浄化槽関係

（１）合併処理浄化槽設置補助金については、前橋市の制度に統一する。

（２）宮城村の合併処理浄化槽保守点検管理費補助金については、制度を廃止する。

ただし、合併後に補助期間が残るものは除く。

議案第 2 2 号参考資料

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
○一般家庭用 13mm で 1 ヶ月 30 m ³ 使用した場合の水道料金（消費税抜き） ※平成 15 年 6 月現在			
1 ヶ月 30 m ³ 当たりの料金 3, 242 円	1 ヶ月 30 m ³ 当たりの料金 4, 920 円	1 ヶ月 30 m ³ 当たりの料金 3, 490 円	1 ヶ月 30 m ³ 当たりの料金 4, 040 円
○検針・徴収方法			
隔月検針、隔月徴収	毎月検針、毎月徴収	隔月検針、隔月徴収	隔月検針、隔月徴収
<p>②加入金・工事手数料 次ページ一覧表のとおり</p> <p>③先進地事例（上水道関係）</p>			
つくば市	福山市	呉市	新発田市
筑南水道事業団が実施している上水道事業については、現行どおりつくば市に引き継ぐものとする。	福山市の制度に統一する。ただし、新市町の水道料金については、合併の日を含む期は現行のとおりとし、翌期から 3 か年緩和措置を講じる。	下蒲刈町の簡易水道事業は、現行のとおり呉市に引き継ぐ。水道料金及び新設分担金については、合併時に呉市の基準に統一するものとする。	上水道事業については、現行どおりとする。

議案第22号参考資料

加入金・工事手数料一覧表

区分	口径等	前橋市	大胡町	宮城村	粕川村	
加入金 消費税含まず	13mm	36,000円	60,000円	70,000円	80,000円	
	20mm	100,000円	138,000円	151,000円	150,000円	
	25mm	162,000円	222,000円	232,000円	230,000円	
	30mm	なし	318,000円	359,000円	360,000円	
	40mm	500,000円	なし	563,000円	550,000円	
	50mm	760,000円	900,000円	821,000円	800,000円	
	75mm	1,903,000円	1,620,000円	2,248,000円	2,300,000円	
	100mm	3,280,000円	管理者が別に定める	管理者が別に定める	管理者が別に定める	
	150mm以上	管理者が別に定める	管理者が別に定める	管理者が別に定める	管理者が別に定める	
	改造	新口径との差額	新口径との差額	新口径との差額	新口径との差額	
工事手数料	メータ取付	25mm以下	15,000円	13mm 5,000円	13mm 5,000円	13mm 5,000円
		40～75mm	30,000円	20～30mm 15,000円	20～40mm 15,000円	20～40mm 15,000円
		100mm以上	60,000円	50mm以上 50,000円	50mm以上 50,000円	50mm以上 50,000円
	取付なし	25mm以下	10,000円	5,000円	5,000円	5,000円
		30mm以上	20,000円	10,000円	10,000円	10,000円
		その他工事	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円

議案第22号参考資料

2 下水道事業

前橋市					大胡町					宮城村					粕川村																																																																																																				
①下水道使用料体系 ※平成15年6月現在																																																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">従量料金</th> </tr> <tr> <th>基本汚水量</th> <th>料金</th> <th>汚水量 (1㎡につき)</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">一般用</td> <td rowspan="5">8㎡まで</td> <td rowspan="5">640円</td> <td>8㎡超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30㎡まで</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>30㎡超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50㎡まで</td> <td>115円</td> </tr> <tr> <td>50㎡超</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>300㎡まで</td> <td>125円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>300㎡超</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>浴場業用</td> <td>100㎡まで</td> <td>4,070円</td> <td>100㎡超</td> <td>52円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td></td> <td></td> <td>1㎡以上</td> <td>190円</td> </tr> </tbody> </table>					用途	基本料金		従量料金		基本汚水量	料金	汚水量 (1㎡につき)	料金	一般用	8㎡まで	640円	8㎡超		30㎡まで	110円	30㎡超		50㎡まで	115円	50㎡超					300㎡まで	125円				300㎡超	160円	浴場業用	100㎡まで	4,070円	100㎡超	52円	臨時用			1㎡以上	190円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">超過料金</th> </tr> <tr> <th>基本汚水量</th> <th>料金</th> <th>汚水量 (1㎡につき)</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">一般用</td> <td rowspan="5">10㎡まで</td> <td rowspan="5">1,000円</td> <td>11㎡～</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30㎡</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>31㎡～</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50㎡</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>51㎡～</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>170円</td> </tr> </tbody> </table>					用途	基本料金		超過料金		基本汚水量	料金	汚水量 (1㎡につき)	料金	一般用	10㎡まで	1,000円	11㎡～		30㎡	120円	31㎡～		50㎡	130円	51㎡～	140円	臨時用				170円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">従量料金</th> </tr> <tr> <th>基本汚水量</th> <th>料金</th> <th>汚水量 (1㎡につき)</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">一般用</td> <td rowspan="5">9㎡まで</td> <td rowspan="5">1,000円</td> <td>9㎡超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>19㎡まで</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>19㎡超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>29㎡まで</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>29㎡超</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>170円</td> </tr> </tbody> </table>					用途	基本料金		従量料金		基本汚水量	料金	汚水量 (1㎡につき)	料金	一般用	9㎡まで	1,000円	9㎡超		19㎡まで	100円	19㎡超		29㎡まで	110円	29㎡超	120円	臨時用				170円	公共下水道なし				
用途	基本料金		従量料金																																																																																																																
	基本汚水量	料金	汚水量 (1㎡につき)	料金																																																																																																															
一般用	8㎡まで	640円	8㎡超																																																																																																																
			30㎡まで	110円																																																																																																															
			30㎡超																																																																																																																
			50㎡まで	115円																																																																																																															
			50㎡超																																																																																																																
			300㎡まで	125円																																																																																																															
			300㎡超	160円																																																																																																															
浴場業用	100㎡まで	4,070円	100㎡超	52円																																																																																																															
臨時用			1㎡以上	190円																																																																																																															
用途	基本料金		超過料金																																																																																																																
	基本汚水量	料金	汚水量 (1㎡につき)	料金																																																																																																															
一般用	10㎡まで	1,000円	11㎡～																																																																																																																
			30㎡	120円																																																																																																															
			31㎡～																																																																																																																
			50㎡	130円																																																																																																															
			51㎡～	140円																																																																																																															
臨時用				170円																																																																																																															
用途	基本料金		従量料金																																																																																																																
	基本汚水量	料金	汚水量 (1㎡につき)	料金																																																																																																															
一般用	9㎡まで	1,000円	9㎡超																																																																																																																
			19㎡まで	100円																																																																																																															
			19㎡超																																																																																																																
			29㎡まで	110円																																																																																																															
			29㎡超	120円																																																																																																															
臨時用				170円																																																																																																															
改定年月日（平成14年4月1日）					使用料設定（平成8年4月1日）					使用料設定（平成8年9月20日）																																																																																																									
○一般家庭で1ヶ月30㎡使用した場合の下水道使用料（消費税抜き）※平成15年6月現在																																																																																																																			
3,060円					3,400円					3,220円																																																																																																									
②受益者負担金・分担金 ※平成15年6月現在																																																																																																																			
第一負担区 1㎡あたり 91円 第二負担区 1㎡あたり 227円 第三負担区 1㎡あたり 302円 第四負担区 1㎡あたり 363円 第五負担区 1㎡あたり 363円 第六負担区 1㎡あたり 363円 分担金 取付管1か所につき30万円					第一負担区 1単位 150,000円 第二負担区 1単位 170,000円					1単位 150,000円																																																																																																									

議案第 2 2 号参考資料

3 農業集落排水事業

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村																																
①農業集落排水事業使用料 ※平成15年6月現在																																			
<p>○前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>・使用料 前橋市公共下水道使用料と同じ</p> <p>○1ヶ月30m³当たりの使用料 3,060円</p>	<p>○大胡町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例使用料</p> <table border="1" data-bbox="660 483 1106 839"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本料金</th> </tr> <tr> <th>用途区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用</td> <td>10m³まで 1,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">超過料金</td> </tr> <tr> <td>一般用</td> <td>11m³～30m³まで 120円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>31m³～50m³まで 130円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>51m³～ 140円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>1m³につき 170円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○1ヶ月30m³当たりの使用料 3,600円</p>	基本料金		用途区分	金額	一般用	10m ³ まで 1,200円	超過料金		一般用	11m ³ ～30m ³ まで 120円		31m ³ ～50m ³ まで 130円		51m ³ ～ 140円	臨時用	1m ³ につき 170円	<p>○宮城村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>・使用料 宮城村公共下水道使用料と同じ</p> <p>○1ヶ月30m³当たりの使用料 3,220円</p>	<p>○粕川村営農業集落排水処理施設整備事業の設置に関する条例</p> <p>○粕川村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例別表第2（第14条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1597 603 2042 839"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <th colspan="2">従量料金</th> </tr> <tr> <td>1m³超～20m³</td> <td>80円</td> </tr> <tr> <td>20m³超～50m³</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>50m³超</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>臨時 1m³当たり</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○1ヶ月30m³当たりの使用料 3,300円</p>	基本料金		一般	500円	臨時用	3,500円	従量料金		1m ³ 超～20m ³	80円	20m ³ 超～50m ³	120円	50m ³ 超	150円	臨時 1m ³ 当たり	150円
基本料金																																			
用途区分	金額																																		
一般用	10m ³ まで 1,200円																																		
超過料金																																			
一般用	11m ³ ～30m ³ まで 120円																																		
	31m ³ ～50m ³ まで 130円																																		
	51m ³ ～ 140円																																		
臨時用	1m ³ につき 170円																																		
基本料金																																			
一般	500円																																		
臨時用	3,500円																																		
従量料金																																			
1m ³ 超～20m ³	80円																																		
20m ³ 超～50m ³	120円																																		
50m ³ 超	150円																																		
臨時 1m ³ 当たり	150円																																		
②農業集落排水事業分担金 ※平成15年6月現在																																			
<p>○前橋市農業集落排水事業分担金条例</p> <p>・対象者 計画処理区域内世帯主か建物の所有者もしくは管理者</p> <p>・分担金 取付管1ヶ所につき 30万円</p>	<p>○大胡町農業集落排水事業受益者分担金条例に関する施行規則</p> <p>・1世帯（1単位） 15万円</p> <p>・取付管工事費については自己負担</p>	<p>○宮城村農業集落排水事業分担金条例</p> <p>・事業費の5%以内において村長が定める</p> <p>○宮城村農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則</p> <p>・分担金 取付樹1ヶ所につき 17万円</p>	<p>○粕川村農業集落排水事業受益者分担金徴収条例</p> <p>（受益者） 第2条 排水処理区域内において汚水（雨水、家畜し尿及び工場排水を除く）を排水処理施設に排水する世帯又は事業所等をいう 〔分担金の額〕 第4条 事業費の10%以内において村長が定める</p> <p>・分担金 1世帯につき21万円</p>																																

4 合併処理浄化槽設置補助金 ※平成15年6月現在

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村																																								
<p>補助制度あり（平成9年度～）</p> <p>○補助対象区域 次に掲げる区域を除く区域とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道法第4条1項又は第25条の3第1項の規定による認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域 ・農業集落排水処理施設処理区域 ・地域し尿処理施設処理区域 <p>○補助対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を設置し、これによりし尿と雑排水を処理しようとする個人 <p>○補助金額 合併処理浄化槽の購入・設置に要する費用及び既存単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に改造する費用</p> <p>限度額</p> <table border="1" data-bbox="215 1209 640 1331"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>279,000円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>360,000円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>477,000円</td> </tr> </tbody> </table>	人槽区分	限度額	5人槽	279,000円	6～7人槽	360,000円	8～10人槽	477,000円	<p>補助制度あり（平成5年度～）</p> <p>○補助対象区域 次に掲げる区域を除く区域とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道の計画区域 ・農業集落排水本管理設道路に面する宅地 <p>○補助対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽を設置するもの <p>○補助金額 合併処理浄化槽の購入・設置に要する費用に相当する額</p> <p>限度額</p> <table border="1" data-bbox="685 1209 1111 1331"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>279,000円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>360,000円</td> </tr> <tr> <td>8～50人槽</td> <td>477,000円</td> </tr> </tbody> </table>	人槽区分	限度額	5人槽	279,000円	6～7人槽	360,000円	8～50人槽	477,000円	<p>補助制度あり（平成13年度～）</p> <p>○補助対象区域 次の各号のいずれにも該当する地域とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道法第4条1項の認可を受けた区域及び計画のある区域以外の地域 ・事業年度から起算して向こう5年の間に、農業集落排水処理施設整備事業が予定されていない地域 <p>○補助対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽を設置するもの <p>○補助金額 合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額</p> <p>限度額</p> <table border="1" data-bbox="1155 1209 1581 1331"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>279,000円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>360,000円</td> </tr> <tr> <td>8～50人槽</td> <td>477,000円</td> </tr> </tbody> </table>	人槽区分	限度額	5人槽	279,000円	6～7人槽	360,000円	8～50人槽	477,000円	<p>補助制度あり（平成12年度～）</p> <p>○補助対象区域 別表に掲げる区域外において処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽を設置するもの</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="1626 475 2051 596"> <thead> <tr> <th colspan="2">地区名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業集落排水施設</td> <td>①稲里地区</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②新屋地区</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③込皆戸地区</td> </tr> </tbody> </table> <p>○補助対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽を設置する者 ・居住の目的で当該住宅を購入し維持管理する者は、事前に建築者がその設置する浄化槽について補助対象合併処理浄化槽確認願により、補助対象となる合併処理浄化槽であることを村長が確認済書により確認済みである場合に限り建築者に代わり補助金の申請対象者となる <p>○補助金額 合併処理浄化槽の設置に要する費用の一部に相当する額</p> <p>限度額</p> <table border="1" data-bbox="1626 1209 2051 1331"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>279,000円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>360,000円</td> </tr> <tr> <td>8～50人槽</td> <td>477,000円</td> </tr> </tbody> </table>	地区名等		農業集落排水施設	①稲里地区		②新屋地区		③込皆戸地区	人槽区分	限度額	5人槽	279,000円	6～7人槽	360,000円	8～50人槽	477,000円
人槽区分	限度額																																										
5人槽	279,000円																																										
6～7人槽	360,000円																																										
8～10人槽	477,000円																																										
人槽区分	限度額																																										
5人槽	279,000円																																										
6～7人槽	360,000円																																										
8～50人槽	477,000円																																										
人槽区分	限度額																																										
5人槽	279,000円																																										
6～7人槽	360,000円																																										
8～50人槽	477,000円																																										
地区名等																																											
農業集落排水施設	①稲里地区																																										
	②新屋地区																																										
	③込皆戸地区																																										
人槽区分	限度額																																										
5人槽	279,000円																																										
6～7人槽	360,000円																																										
8～50人槽	477,000円																																										

議案第 2 2 号参考資料

合併処理浄化槽保守点検管理費補助金 ※平成 1 5 年 6 月現在

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
制度なし	制度なし	<p>平成 1 3 年 4 月 1 日施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助対象者 20人槽以下の一般住宅合併処理 浄化槽設置者で、宮城村に居住 しているもの ○補助金額 限度額 1 5, 0 0 0 円 ○補助期間 5 年間 (ただし公共下水道事業 区域は、供用開始後 3 年までと する) ○13年度 10件 150,000円 14年度 111件 1,628,200円 15年度は300万円の予算計上 	制度なし